

和歌山県立医科大学における公的研究費の不正防止基本方針

平成27年4月1日

理事長決定

令和4年3月17日改正

この基本方針は、国又は独立行政法人から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、国の公的研究費にかかる管理・監査のガイドライン（令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を実施するために必要な事項を定めるものである。

（学内の責任体系の明確化）

1 学内の公的研究費の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、学内外に周知・公表する。

(1) 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

(2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

(3) 学内の各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（監事に求められる役割の明確化）

2 監事は、不正防止対策の実施状況を確認し、その結果を理事会等において定期的に報告し意見を述べる。

（ルール of 明確化・統一化）

3 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続に関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

(職務権限の明確化)

- 4 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

(関係者の意識向上)

- 5 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる部局内の全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、関係者意識の向上を図る。

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

- 6 最高管理責任者は、学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置し、不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定める。

(公的研究費不正防止計画推進部署の設置)

- 7 最高管理責任者は、大学全体の観点から公的研究費不正防止対策の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を置く。

(研究費の適正な運営・管理活動)

- 8 不正防止計画推進部署及び研究推進部署は、適正な予算執行の管理を行うとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう実効性のあるシステムを作り、管理する。

(情報発信・共有化の推進)

- 9 最高管理責任者は、公的資金の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するほか、公的資金の不正への取組に関する大学の方針等を外部に公表する。

(監査の在り方)

- 10 最高管理責任者は、内部監査部門を置く。

内部監査部門は、不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のある監査・モニタリングを実施する。

(不正防止計画の策定・実施)

- 11 統括管理責任者は、この基本方針に基づき、不正を発生させる要因に対応する具

体的な不正防止計画を策定する。

また、実効性のある内容とするため、随時見直しを行う。